

平成25年さぬき市議会第2回定例会議案

平成25年6月6日提出

市長提出議案

- 議案第41号 専決処分の承認について（さぬき市税条例の一部改正）
- 議案第42号 専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）
- 議案第43号 専決処分の承認について（平成24年度さぬき市一般会計補正予算（第9号））
- 議案第44号 専決処分の承認について（平成25年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計補正予算（第1号））
- 議案第45号 さぬき市子ども・子育て会議条例の制定について
- 議案第46号 財産の取得について

議案第41号

専決処分の承認について（さぬき市税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年6月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

さぬき市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年3月31日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第54条第5項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第9条第1項又は第11条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成14年法律第130号）第11条第1項第7号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和49年法律第43号）第19条第1項第1号イの事業を含む。）」を削る。

第131条第4項中「（独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第9条第1項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第11条第1項第7号イの事業を含む。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。
（固定資産税に関する経過措置）
- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成24年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 平成25年4月1日前に地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条の9第1項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が30万円以上50万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第10条の3第6項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。

議案第42号

専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年6月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年3月31日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険税条例（平成14年さぬき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1号中「の属する月以後5年を経過するまでの間に限り、同日」を削り、「属する世帯」の次に「であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの」を、「第23条において同じ。）」の次に「及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。第3号、第7条の3及び第23条において同じ。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 2万250円

第7条の3第1号中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同条に次の1号を加える。

(3) 特定継続世帯 3,375円

第23条第1号イ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1万4,175円

第23条第1号エ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 2,363円

第23条第2号イ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1万125円

第23条第2号エ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 1,688円

第23条第3号イ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号イに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 4,050円

第23条第3号エ（ア）中「特定世帯」の次に「及び特定継続世帯」を加え、同号エに次のように加える。

(ウ) 特定継続世帯 675円

附則第18項中「第44条の2第3項」を「第44条の2第4項及び第5項」に、「第36条」を「第35条第1項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第18項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 次項に定めるものを除き、改正後のさぬき市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第18項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第43号

専決処分の承認について（平成24年度さぬき市一般会計補正予算
（第9号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年6月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

平成24年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年3月29日

さぬき市長 大 山 茂 樹

記

平成24年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）について

平成24年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）を別冊のとおり定める。

議案第44号

専決処分の承認について（平成25年度さぬき市建設残土処分場事業
特別会計補正予算（第1号））

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

平成25年6月6日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

平成25年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成25年5月16日

さぬき市長 大山茂樹

記

平成25年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）について

平成25年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定める。

平成24年度さぬき市一般会計補正予算
(第 9 号)

第1表 繰越明許費補正

香川県さぬき市

平成24年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）

平成24年度さぬき市一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（繰越明許費の補正）

第1条 繰越明許費の追加は、「第1表 繰越明許費補正」による。

平成25年 3月29日 専決

さぬき市長 大山 茂 樹

第 1 表 繰越明許費補正

1. 追加

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
10 総務費	5 総務管理費	さぬきの森森林浴公園整備事業	19,886
10 総務費	5 総務管理費	津波高潮対策事業	3,741
40 土木費	10 道路橋梁費	県施行河川事業負担金	11,560

平成25年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計補正予算
(第 1 号)

第1表 歳入歳出予算補正

香川県さぬき市

平成25年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）

平成25年度さぬき市建設残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ153,602千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,802千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（一時借入金の補正）

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

平成25年 5月16日 専決

さぬき市長 大山茂樹

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 使用料及び手数料		19,199	500	19,699
	5. 使用料	19,199	500	19,699
20. 諸収入		1	153,102	153,103
	10. 雑入	1	153,102	153,103
歳入	合計	19,200	153,602	172,802

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 公債費		0	500	500
	5. 公債費	0	500	500
15. 前年度繰上充用金		0	153,102	153,102
	5. 前年度繰上充用金	0	153,102	153,102
歳出	合計	19,200	153,602	172,802

建設残土処分場事業特別会計補正予算（第1号）に関する説明書

1. 歳入歳出補正予算事項別明細書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 使用料及び手数料	19,199	500	19,699
20. 諸収入	1	153,102	153,103
歳入合計	19,200	153,602	172,802

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	市債	その他	
10. 公債費	0	500	500			500	0
15. 前年度繰上充用金	0	153,102	153,102			153,102	0
歳出合計	19,200	153,602	172,802			153,602	0

2. 歳入

(款) 5. 使用料及び手数料

(項) 5. 使用料

(単位 : 千円)

目	補正前	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
5. 使用料	19,199	500	19,699	5. 使用料	500	建設残土処分場使用料 500
計	19,199	500	19,699			

(款) 20. 諸収入

(項) 10. 雑入

10. 歳入欠かん補填収入	0	153,102	153,102	5. 歳入欠かん補填収入	153,102	歳入欠かん補填収入 153,102
計	1	153,102	153,103			

3. 歳出

(款) 10. 公債費

(項) 5. 公債費

(単位：千円)

目	補正前	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	市債	その他					
10. 利子	0	500	500			500	0	23. 償還金、利子及び割引料	500	利子及び割引料 一時借入金利子	500 500
計	0	500	500			500	0				

(款) 15. 前年度繰上充用金

(項) 5. 前年度繰上充用金

5. 前年度繰上充用金	0	153,102	153,102			153,102	0	22. 補償、補填及び賠償金	153,102	補填金 前年度繰上充用金	153,102 153,102
計	0	153,102	153,102			153,102	0				